

遠賀町人権教育・啓発実施計画（後期） （令和2年度～令和6年度）

令和5年度進捗状況

令和6年3月

遠 賀 町

★ 趣旨

この実施計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「遠賀町人権教育・啓発基本計画」の諸施策の基本的な方向性を示し、全庁的な取組を具現化するものとして定めるものです。

★ 計画期間

この実施計画の計画期間は令和2年度から令和6年度の5ケ年とします。

★ 取組年度

A …… 毎年該当する人権課題について取り組む施策

B …… 実施計画期間中に1回以上取り組む施策(人権課題のうち「HIV・ハンセン病」「インターネット」「犯罪被害者」「震災」「その他」に関するもの。)

★ 書き方

「取組年度A」については、その年度に行った取組について記入。

「取組年度B」については、実施計画期間中に取り組む予定または取り組んだ内容について記入。

★ 施策の実施方法

ここでは、遠賀町の取組を主としていますが、住民や事業所等との協働による取り組みについても明示しています。

第3章 基本計画の総合的な推進

(1) 保育園・幼稚園等における人権教育の推進

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
1	1) 教職員(教諭・保育士)研修の充実	・幼少期からの人権教育は、子どもの将来の考え方を作る根幹になるため、県等で実施される研修会への参加や教職員向けの定期的な学習会を開催し、研修等への参加を促進します。	遠賀町学校人権教育研究協議会の研修会、福岡県や遠賀町主催の人権講演会、校内人権研修を年間計画に組み入れ、人権教育の重要性を自覚し、実践的指導力の向上に努めています。	A	学校教育課
2	2) 人権教育・保育教材とカリキュラムの充実	・幼稚園・保育園において人権啓発アニメの上映等を行う「人権のつどい」を実施し、子どもの発達段階に応じた人権教育が推進できるように努めます。	人権擁護委員と町の職員で、毎年町内の幼稚園・保育園に輪番で実施しています。人権擁護委員からのお話、啓発ビデオ上映や啓発キャラクターを使用し、「友だちを大切に作る心・優しさ」を学ぶ機会としています。(令和5年度遠賀川保育園、園児143名、1月実施)。	A	住民課
3	3) 家庭、地域等との連携 (・関係機関との連携) (・保護者への啓発)	・人権相談窓口の周知を行います。	広報、ホームページ、人権啓発情報紙「みんなのねがい」に人権相談窓口、人権相談電話の案内を掲載し、周知に努めています。 子どもまつり、ふれあい福祉フェアにおいて、人権擁護委員と町の職員で、人権相談窓口の周知啓発を行いました。	A	住民課

(2) 学校教育における人権教育の推進

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
4	1) 教職員研修の充実	・町学校人権教育研究協議会の研修会や県・町主催の講演会等、校内人権研修を年間計画に組み入れ、人権教育の重要性を自覚し、実践的指導力の向上に努めます。	校内研修会を計画的(学期に1~2回程度)に実施するとともに教職員一人ひとりの人権感覚を磨くために、福岡県や遠賀町が主催する人権講演会に積極的に参加し、研修会後には人権教育の視点を再確認し、日々の実践に生かせるように努めています。	A	学校教育課
5	2) 校内推進体制の確立	・年度ごとのテーマを定め、人権学習の計画的な取組を実施するため、校内人権教育推進委員会等を設置します。	人権教育推進委員を校務分掌に位置づけ、定期的に(月1回~学期に1~2回程度)人権教育推進委員会を開催し、人権教育の取り組みについての進捗状況等の確認や情報の共有を行い、組織的に取り組んでいます。	A	学校教育課
6	3) 人権教育教材の充実と優れた実践事例の収集と提供	・副読本「かがやき」、資料集「あおぞら」、「あおぞら2」を活用した授業や平和学習を実施し、実践記録集の作成を行い、有効的な活用に努めます。	副読本「かがやき」、資料集「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業を7月の同和問題啓発強調月間や12月の人権週間に実践しています。また、8月の出校日には平和学習を実践しています。授業後には、人権教育推進委員会や校内研修会を行うことにより、成果や課題を明らかにし、職員間で共有を図っています。	A	学校教育課
		・年度ごとに人権教育の実践をまとめたレポートを作成し、他校のレポートとあわせて報告書にまとめ、実践事例として活用します。	校内研修の時間を使って全職員で交流し、各学級における人権教育の実践レポートをもとに、人権教育実践記録を作成しています。 また、人権教育実践記録を全職員に配布し、校内研修の中で成果や課題を明確にし、実践できるよう努めています。	A	学校教育課

7	4)人権を尊重した教育活動の展開 ・子どもの権利条約の啓発 ・安心して楽しく学ぶことのできる学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎学力の向上」と「生きる力の育成」をめざし、「支えあう学級集団づくり」と「わかる授業づくり」を実践します。 ・同和問題啓発強調月間や人権週間にあわせて、各学級や各学年で人権に関する学習を実施します。 ・人権意識を育てる3つの視点(自己肯定感 所属感 自己決定)を大切にしたい授業づくりを実践します。 	<p>「支えあう学級集団づくり」のために、主に学級活動に重点を置き、一人一人が大切にされる教育活動を実践しています。</p> <p>一人一台端末を活用した「わかる授業づくり」では、小・中連携事業での取組でもある「思考・判断・表現」を促す支援を中心とした授業づくりを実践しています。</p> <p>人権意識を育てる3つの視点を大切にしたい授業づくりでは、日常的に児童が「自己肯定感」を高め「所属感」を持つ学習や生活ができるように心がけ、教科学習や特別活動においても「自己決定」する場を設定するようにしています。</p>	A	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会科(公民的分野)の授業等で「子どもの権利条約」についての学習を行います。 	<p>「子どもの権利条約」については社会科の公民分野(中学校3年生)や技術・家庭科の家庭分野で、その概要や基本的知識に関する学習を実施しています。</p>	A	学校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権が尊重される授業作り10の視点」、「人権が尊重される環境作り10の視点」を活用し、人権を尊重した教育活動を実践します。 	<p>「人権が尊重される授業作り10の視点」「人権が尊重される環境作り10の視点」について、児童生徒の発達段階に応じて課題となる視点を重点化し、教職員間で共通理解を図っています。また、年度途中の進捗状況や年度末のまとめなど交流を図り、実践力を高めています。</p>	A	学校教育課
8	5)家庭、地域等との連携 ・各種体験活動の推進 ・社会教育施設の活用及び伝統文化の継承	<p>小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者を招いてのふれあい給食やチューリップの鉢植えのプレゼント、福祉施設との交流を通じて、地域との連携を強化します。 ・民俗資料館や図書館等を活用し、町の歴史、文化を理解する取り組みを行います。 	<p>地域の方と一緒にチューリップの鉢植えを行い春先に手紙を添えて地域の独居老人の方へのプレゼントを行っています。</p> <p>また、遠賀町立図書館の配本ネットワークを効果的に活用し、校区探検に活かす取り組みを実施しています。</p> <p>令和5年度は地域の老人会、民生・児童委員など招いて、交流することができました。(浅木小学校) ※島門小学校・広渡小学校は中止。</p>	A	学校教育課
		<p>中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し高齢者や障がい者との共生について考える学習を実施します。 ・職場体験において、保育園や社会福祉施設等と連携し、他者理解や※自己有用感を深める取り組みを実践します。 <p>※自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるということをも自分自身で認識すること。</p>	<p>社会福祉協議会と連携して福祉教育事業として全学年対象に11月28日と12月6日に、「介助犬を知ろう」の講演会を実施しました。</p> <p>また、中学校2年生については6月や9月に職場体験を実施し、他者理解や自己有用感を深めることに努めました。</p>	A	学校教育課

(3) 家庭や地域における人権教育・啓発の推進

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
9	1) 家庭教育に対する支援	・教育力向上を図るため、家庭教育をはじめとする子育て支援事業(通学合宿等)を推進します。	防災をテーマに活動体験教室を開催しました。非常時の持ち出し品を考えたり、避難所へ宿泊体験をしたり、子どもも、支援されるだけでなく、支援する側になれることを学ぶ機会づくりや、自発的に学習活動を行うきっかけ作りとなりました。(全5回、児童参加数延べ126名)。	A	生涯学習課 健康こども課
		・各地区に出前講座等の積極的活用を促し、学習活動の支援に努めます。	出前講座で人権、男女共同参画をテーマにした講座を設けています。(令和5年度は未活用)	A	住民課
		・広報「おんが」(以下「広報」とする。)やホームページで、人権講演会等の人権教育に関する情報を提供します。	広報、ホームページ、公式LINE等を活用し、周知に努めました。 奇数月の広報にWISH(情報発信コーナー)を設け、毎回様々な視点で人権、男女共同参画、国際交流に関する記事を掲載しました。	A	生涯学習課 住民課
10	2) 地域等における啓発活動の充実 ・地域人材の育成と活用 ・啓発、学習の手法の工夫	・人権教育・啓発活動を推進していくために県主催講演会や各種研修会に遠賀町人権教育推進協議会委員等の参加を促進し、リーダーの育成に努めます。	県等が開催する人権講演会、研究大会等に遠賀町人権教育推進協議会委員、学校人権研究協議会委員、人権擁護委員等と一緒に参加し、様々な人権課題について学習することで地域人材の育成に努めました。	A	生涯学習課 住民課
		・町の開催する講座に参加型学習の方法を取り入れるなど、参加しやすく、相互に理解しやすい、学習の手法の充実に努めます。	講座の中で体験型や、ワークショップを活用した講座内容を準備しています。住民が参加しやすく、自由に意見交換ができる講座・研修を実施しています。	A	住民課

(4) 行政における人権教育・啓発の推進

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
11	1) 町職員等の研修の充実 ・計画的な人権研修の実施 ・出前講座など地域の学習会に対応できる職員の資質向上	・町職員の人権研修を計画的に実施し、人権意識の高揚に努めます。	新規採用職員を対象に人権研修を実施しました(テーマ「DV・同和問題」)。町人権講演会(年2回)を職員人権研修に位置づけており、その他、福岡県市町村職員の階層別研修にて人権研修(新規採用、一般職員、新任係長、新任課長)を実施しています。	A	総務課 住民課 生涯学習課
		・福岡県人権啓発情報センターなどの外部機関での研修に参加し、資質の向上に努めます。	担当職員が人権啓発指導者研修、県主催研修会等の様々な研修会や講演会に参加し、資質の向上や情報収集に努めています。遠賀町人権教育推進協議会委員と一緒に、福岡県人権啓発情報センターなどの研修に参加しています。	A	住民課 生涯学習課
12	2) 人権に関する啓発、各種広報等の充実 ・人権講演会の周知・内容の充実 ・関係機関との連携 ・広報活動の充実	・人権講演会を開催する際に、内容や周知方法の十分な検討を行い、より広い層からの参加を図る取り組みを行います。	7月に性別不合をテーマに「ぼくが性別「ゼロ」に戻るとき～空と木の実の9年間～」という映画を上映しました。(来場者数135名)アンケートの「大変良かった」「良かった」の割合は83%でした。12月は「みんなちがって、みんないい～金子みすゞの心とともに～」という演題で講演会を行いました。(来場者数125名)。アンケートの「大変良かった」「良かった」の割合は97%でした。7月と12月に街頭啓発、広報、ホームページに記事を掲載し、周知に努めました。	A	住民課 生涯学習課
		・遠賀町人権教育推進協議会関係団体と協力し、人権啓発を推進していきます。	遠賀町人権教育推進協議会委員に県主催の講演会や研修会への参加勧奨を行い、希望者と参加し、連携に努めました。また、7月の福岡県同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に街頭啓発を行いました。	A	住民課 生涯学習課
		・広報等に人権啓発に関する記事の掲載、啓発冊子の作成等を行い、啓発活動に努めます。	7月、12月の講演会等について広報及び福岡県人権啓発情報センターヒューマンアルカディアホームページへ掲載を行っています。また、啓発チラシを作成し、周辺施設へ配架しました。人権啓発情報紙「みんなのねがい」を作成し、4月号広報に折込み全戸配布を行います。小中学校児童生徒による人権作品や活動の様子を掲載するなどし、多くの方に興味を持っていただける内容になるよう努めています。	A	住民課 生涯学習課

(5) 企業における啓発の推進

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
13	1) 企業における啓発の推進	・企業等の人権教育・啓発の推進のため講師の紹介や研修教材の提供、出前講座の活用による支援に努めます。	人権についての出前講座のメニューを設けています。また、人権擁護委員と町内事業所を訪問し、研修教材となる資料を配布しています(5事業所訪問)。2年に1回の指名願受付時(令和4年度実施)に、町内事業所に企業向け啓発冊子を配布しています。	A	住民課

第4章 さまざまな人権課題に対する教育・啓発の施策

(1) 同和問題に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
14	1) 学校教育における同和教育 ・全教科・全領域における計画的・効果的な教育活動の推進 ・教職員の研修と指導力向上	・副読本「かがやき」、資料集「あおぞら」、「あおぞら2」等を活用し、子ども達が自ら学び、自ら行動する力へつながる授業を実施します。	「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」等を効果的に活用し、学級・学年間で協力して授業計画を練り、計画的な授業実践を行うとともに、自ら考え行動する力へつながる授業づくりに努めています。	A	学校教育課
		・発達段階における確かな学力の定着を目指し、自尊感情を高める指導を実施します。	小・中学校で学習課程を統一し、「小中連携による学力向上を図る促す授業づくり」を日常的に実践し、児童生徒が達成感・成就感を得られる授業づくりに努めています。また、月1回の「家庭学習がんばり週間」の設定、朝の活動時間や昼の帯時間等を活用し、基礎・基本的な内容が確実に身につくように繰り返し学習を中心的に行っています。	A	学校教育課
		・年間の職員研修計画に人権教育を位置づけ、指導力の向上に努めます。	人権教育推進委員会で研修内容を検討し、職員研修計画に人権学習を計画的(学期に1回程度)に位置づけ、教職員の人権感覚の高揚を図っています。また、11月30日に北九州教育事務所の人権・同和教育室指導主事を招聘し、校内研修を実施する等、職員の人権意識の向上に努めています。	A	学校教育課
		・遠賀町学校人権教育研修会での、各校の実践発表や講演会を通じて、指導力の向上や連携を推進します。	8月の遠賀町学校人権教育研究協議会における人権教育講演会に教職員が参加し、講師による講演・講話をもとに教職員一人ひとりの指導力向上を図っています。	A	学校教育課
15	2) 社会教育における同和教育 ・乳幼児期の人権意識形成のため保護者等に対する学習機会や情報の提供 ・体験活動を重視した効果的な学習の推進 ・幅広い年齢層に対する学習機会の提供	・人権講演会や啓発冊子、出前講座等で計画的な学習機会の提供に努めます。	様々な人権に関する課題のバランスをとりながら計画的な啓発に努めています。遠賀町人権教育推進協議会委員に福岡県人権啓発情報センターなどの研修会等への参加勧奨を行っています。	A	住民課 生涯学習課
16	3) 啓発活動の推進 ・住民に対する啓発活動の充実 ・地域等における啓発活動の充実 ・事業所等における啓発の推進 ・えせ同和行為の排除	・人権講演会の参加を促進し、啓発冊子の内容の充実、出前講座のPRに努め、多くの人権課題の中で、同和問題の計画的な学習機会の提供に努めます。	7月の福岡県同和問題啓発強調月間に懸垂幕やのぼり旗等を掲示して啓発を行うとともに、街頭啓発を町内2カ所で行いました。また、2月に人権啓発展を実施し、同和問題について中央公民館で啓発を行いました。	A	住民課 生涯学習課
		・同和運動団体と連携し啓発活動の充実に努めます。	遠賀町人権教育推進協議会に委員として参加していただき、協議しながら活動を行っています。	A	住民課 生涯学習課
		・事業所に資料等を提供し、啓発推進の支援に努めます。また、えせ同和行為に適切に対処するため、広報や啓発冊子等で情報の提供に努めます。	人権擁護委員と町内事業所を訪問し、えせ同和行為の対応方法の資料を配布しました(5事業所訪問)。	A	住民課 生涯学習課

表中の「取組年度」について、Aは毎年実施するもの、Bは計画期間中に実施するものです。取組年度Bの項目を取り組んだ場合、実施年度を記入してください。

(2) 女性の人権問題に対する施策（「遠賀町男女共同参画推進計画」に基づく取り組みを中心に推進）

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
17	1) 家庭・地域社会における男女平等の環境づくり・啓発 ・女性も男性も安心して働くことができる環境づくり ・男女の自立と平等意識を広げるための家事・育児・介護講座等の実施 ・地域の方針決定の場への女性の参画促進	・町内3小学校区に学童保育所を開設しています。専用施設と併せて余裕教室も活用しながら、待機児童を発生させないよう努めます。	各学童保育施設において、新型コロナウイルス等感染予防に努めながら、学童保育の運営を行っています。また計画的に施設整備を行っており、待機児童はありません。	A	健康こども課
		・男性が参加しやすいように「わんぱく教室」「プレパパママ教室」の日曜日開催や父子健康手帳の配布等で育児支援に努めます。	「わんぱく教室」は参加者の減少と、令和5年度以降おんがみらいテラスで子育て支援事業を実施していく理由から令和4年度をもって中止しています。 「プレパパママ教室」は、参加者減少や産院で実施する内容との重複等の理由により、令和4年度より、教室を中止しています。母子手帳交付時に、「プレパパママ教室」で行っていた栄養指導や産後ケア等の説明を行っています。 父親の家事・育児参加を促すため、出生届出時に父親向け冊子を配布しています。	A	健康こども課
		・男女共同参画に関する出前講座を設け、講座や講演会を開催し各行政区で計画的に実施することで、地区の方針決定の場への女性の参画を促進します。	各行政区の女性役員登用率の調査を行い、区長会で地区役員への女性参画における取り組みを依頼しています。令和5年度の各行政区の女性役員登用率は、34.5%でした(前年度対比1.9%)。 11月に男女共同参画親子講座「親子で楽しむ～ダンボールワークショップ」を実施しました(参加者数大人10名、子ども16名)。 3月に男女共同参画セミナーを開催予定です(第1部テーマ「男女共同参画とキャリア計画」、第2部テーマ「メンタルヘルス」)。	A	住民課
18	2) 学校教育における取り組み ・男女の固定的役割分担意識にとらわれない教育の推進 ・男女平等・男女共同参画についての意識を形成する教育の推進 ・育児・介護の体験学習の推進	小学校 ・各教科(生活、社会、家庭、体育、道徳、特別活動)における男女共同参画に関する学習や女性の権利についての学習を実施します。	教材研究を十分に行い、各教科の特質及び児童の発達段階に応じて、男女共同参画に関する学習や女性の権利についての学習を実施し、男女の人権について考える学習を行っています。	A	学校教育課
		中学校 ・男女共同参画についての学習や性差別の学習を行います。	男女共同参画の法整備についての学習を行い、「働くことと差別」等の女性の職場進出や男性の育児参加についての学習を行っています。	A	学校教育課
		・総合学習において保育実習や職場体験の取り組みを行います。	中学校3年生を対象とした性教育講演会(妊婦体験、赤ちゃん人形抱っこ体験)や中学校2年生の職場体験の育児や介護の体験活動を通して、男女共同参画についての意識を高めています。	A	学校教育課

表中の「取組年度」について、Aは毎年実施するもの、Bは計画期間中に実施するものです。取組年度Bの項目を取り組んだ場合、実施年度を記入してください。

19	3) 行政職員の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 各課職員で組織する男女共同参画ワーキングチーム及び男女共同参画推進委員会にて計画の進捗管理及び施策の検討などを行い、全庁的に取り組めます。 	各課からの推薦を受けたワーキングチームメンバーで会議を行い、職員の意識改革を推進するとともに、情報の共有・進捗状況等について意見交換を行っています。	A	住民課	
	<ul style="list-style-type: none"> 女性参画の推進と両性の視点での政策の展開 行政職員の意識改革の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し情報提供や研修を実施し、意識改革を推進します。 	<p>福岡県男女共同参画センター「あすばる」の行政職員のための男女共同参画セミナーに、職員の参加を呼びかけ、オンラインで実施しました。</p> <p>3月の男女共同参画セミナーで職員の参加を呼びかける予定です。</p>	A	総務課 住民課	
20	4) 女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none"> 広報などで女性に対する暴力やセクハラ防止の啓発を強化します。 	<p>男女共同参画週間(6月)に合わせて、ハラスメント防止啓発展を図書館で実施しました。</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月)に合わせて、11月号広報にDVについての記事を掲載し、DV啓発展を庁舎ロビーで実施しました。</p>	A	住民課	
	<ul style="list-style-type: none"> 暴力やセクシュアル・ハラスメントの防止に関する啓発の促進と情報提供、相談体制の強化 相談業務の充実とネットワークづくり 関係機関と連携しての被害者保護の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談等の相談機関の効果的な周知を行い、相談業務の充実に努めます。 	DV、性犯罪・性暴力に関する相談の携帯カードを町施設、成人式で配布しました。また、11月号広報で相談窓口を掲載し、周知に努めました。	A	住民課	
		<ul style="list-style-type: none"> DV等に関する相談があった場合、関係課、福祉事務所、警察などと連携して被害者保護を図り、相談窓口はワンストップ対応を行います。 DV等対応マニュアルに沿って適切な支援を図ります。 	DV被害等の支援申出等があった際には、関係部署に対し、庁内メールで情報の提供を行っています(情報の共有)。DV等対策庁内連絡会議において、DV等被害者の情報管理の徹底、相談体制(ワンストップ対応)の再確認を行うとともに、その内容について、参加職員が属する課職員全員への周知を依頼し、庁内全体で対応の徹底に努めました。また、他自治体で漏洩事案があった際に、対応方法についての再確認を行うなど注意喚起を全職員に通知しています。	A	住民課 全庁的取組	
21	5) 事業所等への啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 個々の能力を発揮できる職場環境整備への啓発 職場での男女格差をなくすための啓発 働く場における女性の活躍推進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所へ啓発資料や等の情報提供を行い、男女共同参画の取り組みが推進されるよう支援に努めます。 	<p>人権擁護委員と町内5事業所を訪問し、男女共同参画推進の啓発及び資料配布を行っています。また、事業所の男女共同参画の取り組みが推進されるよう「遠賀町男女共同参画推進事業者の登録募集」を平成29年度より開始し、新たに3企業が登録し、現在36企業です。</p> <p>2年に1回の指名願受付時(令和4年度実施)に、町内事業所に町の取り組み紹介等を配布しています。</p>	A	住民課

(3) 子どもの人権問題に対する施策 (「遠賀町子ども・子育て支援事業計画」に基づく取り組みを中心に推進)

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
22	1)人権教育・心の教育の推進 ・子どもの人権意識の高揚と定着 ・体験の機会を通じた心の教育の推進 ・教職員や指導者研修の充実 ・「生きる力」を育む教育の推進	小学校 ・道徳の時間等に副読本「かがやき」、資料集「あおぞら」、「あおぞら2」の効果的な活用や近接学年毎の学習課題を設定し、人権意識の向上に努めます。 ・生活科や総合学習の時間に、保護者や地域の方々を招き、教育効果を高める取組を実施します。	道徳の年間学習計画に「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用する時間を位置づけ、児童の人権意識の向上に努めています。また、土曜授業等の授業参観の場を活用し、保護者や地域の方との交流を通して児童の人権意識を高める実践を行っています。 さらに、2・5年生の学習の中では地域の農業従事者を招き、ミニトマトや米の育て方を指導していただきました。 ※4年生の高齢者疑似体験や高齢者介護施設との交流と1年生の地域の高齢者と昔遊びを教えていただいたりする学習は、コロナ禍以降実施していません。	A	学校教育課
		中学校 ・学校行事と道徳の授業を関連させ、計画的な教育を実践します。	人権教育を学校行事や道徳と関連させて年間指導計画に位置づけ、計画的に人権学習を実施しています。	A	学校教育課
		小・中学校 ・学校人権教育推進協議会での夏季研修会・実践交流会や校内人権研修を実施し、全教職員の人権意識を高め、実践的教育力の向上に努めます。	夏季研修会(講演会)や実践交流会に参加したり、北九州教育事務所の人権・同和教育室指導主事を招聘し、校内人権研修を実施したりすることで、職員の人権意識の向上に努めています。	A	学校教育課
23	2)子育て支援 ・子育てに関する相談窓口の周知とネットワークの充実 ・ニーズに応じた保育サービスの充実 ・保護の必要な子どもへの適切かつ速やかな対応	・保育園や学校などが子どもの様子を把握し、保護者と話し合うことでネグレクト等を防ぎ、健やかな成長ができるように努めます。	日常的な健康観察や行動観察、毎学期ごとに実施している身体測定等の機会に学校医と連携して子どもの実態把握に努めるとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し家庭との連携強化、校内での情報共有の強化に努めています。また、定期的に行っている「なやみ」カード等を活用し、学期に1回担当が児童と教育相談を行い、児童の生活の様子の把握に努めています。 事象によっては、警察や児童相談所等と連携しながら対応をしています。	A	健康こども課 学校教育課
		・仕事と子育ての両立を支援するために、延長保育や一時預かり等ニーズに応じた保育サービスを実施します。	各園で延長保育事業(12月末時点、延べ利用人数3675名)、一時預かり事業(12月末時点、延べ利用人数133名)を実施しました。	A	健康こども課
		・虐待などにより保護が必要な子どもに適切、かつ、速やかな対応ができるよう、民生委員・児童委員や保育園・幼稚園・学校、児童相談所等各関係機関及び団体や地域との連携を強化します。	児童福祉、保健医療、教育、警察、行政機関を交えての遠賀町要保護児童対策地域協議会を紙面開催しました。また、必要に応じ個別ケース会議を実施しています。配慮を必要とする子どもの把握を行い、校内委員会等で教職員の共通理解を図るとともに、学校評議員、民生児童委員との情報交換、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報共有を行う等、未然防止も含めて迅速な対応ができるような協力体制づくり、関係づくりに努めています。また、必要に応じて児童相談所や警察との連携を行い適切に対応しています。	A	健康こども課 学校教育課 福祉課

表中の「取組年度」について、Aは毎年実施するもの、Bは計画期間中に実施するものです。取組年度Bの項目を取り組んだ場合、実施年度を記入してください。

23	<p>2)子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談窓口の周知とネットワークの充実 ・ニーズに応じた保育サービスの充実 ・保護の必要な子どもへの適切かつ速やかな対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ひろば「ぐっぴい」及び「おでかけぐっぴい」を開設し、保護者同士と子ども同士が互いに交流でき気軽に子育て相談のできる集いの場を提供します。 	<p>ぐっぴいは、水曜日～月曜日の週6日(火曜日は休館日)開所しています(12月末時点、利用延べ人数7,154世帯、大人8,622名、子ども9,322名、子育て相談25件)。おでかけぐっぴいは令和4年度で終了しました。</p>	A	健康こども課
24	<p>3)社会教育における取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの権利条約」の趣旨について啓発 ・地域全体で子どもを育てる体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会の参加を促進し、啓発冊子の内容の充実、出前講座のPRに努め、多くの人権課題の中で子どもの人権について計画的な啓発活動に努めます。 	<p>様々な人権に関する課題のバランスをとりながら計画的な啓発に努めています。また、人権啓発情報紙「みんなのねがいがい」では、子どもの人権作品や人権の花の取り組みについて紹介しました。 2月に人権啓発展を実施し、子どもの権利条約について中央公民館で啓発を行いました。</p>	A	住民課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保健、福祉、医療等の関係機関及び自治会や老人会など地域で活動する団体と連携し、地域全体で子どもを育てる体制づくりに努めます。 	<p>登校時の各小学校区の見守り隊、下校時の補導員による巡回パトロール等、地域の方の協力を得て子どもたちの安全を確保しています。活動体験教室では、地域のボランティアの方に参加していただき、子どもの健全育成に努めました。 遠賀町青少年育成町民会議が青少年の主張大会を開催しました(発表者:小学生6名、中学生6名、高校生1名)。多くの住民が来場し、青少年の思いを聞く機会を提供しました(来場者235名)。 社会福祉協議会、老人クラブ、福祉ネットワークと小学校の連携による、子どもと高齢者との交流事業「チューリップの花」贈呈について、3月に実施予定です。</p>	A	健康こども課 生涯学習課 福祉課

(4) 高齢者の人権問題に対する施策（「遠賀町高齢者保健福祉計画」に基づく取り組みを中心に推進）

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
25	1)いきいきとした暮らしを実現する社会参加の促進 ・高齢者のニーズに応じた活動や事業の充実 ・高齢者が地域で活用できる知識・技能の習得の促進 ・高齢者の雇用・就業機会の確保	・シルバー人材センター事業を通して、高齢者の雇用、就業機会の確保に努めます。	「1地域班1会員増加運動」により、会員数の拡大及び就業機会の拡大を重点事項として取り組みました。今年度からは、デジタル化を推進し、ホームページや行政機関の広報等を通じて、一般に広く公開し、普及啓発を行います。	A	福祉課
		・寿大学などの教室を開催し、高齢者の社会教育活動を支援します。	5月から11月の間、寿大学を開講し、4つの専科と一般参加も可能な教養の講座を開催しました。(受講者数:専科延べ586名、教養延べ100名)	A	生涯学習課
26	2)高齢者が地域で生活するための支援の充実 ・一人暮らし高齢者等を地域で見守る体制の維持 ・高齢者の人権に関する啓発(含む認知症) ・子ども達の高齢者に対する尊厳・感謝の心を育む(高齢者と子どもとの交流事業の推進) ・消費生活トラブルへの対策	・認知症を正しく理解するために、認知症サポーター養成講座を実施します。また、広報による普及啓発を行います。	5月に認知症講演会を実施しました。また、認知症を正しく理解することを含めた「しゃしゃんとね健康マイスター養成講座」を実施しました。1月に住民を対象とした認知症サポーター養成講座を行いました。	A	福祉課
		・各行政区での福祉ネットワークで高齢者の見守り活動を推進します。	福祉ネットワーク(社協所管)委員による見守り活動を継続して実施しました。	A	福祉課
		・高齢者に対する理解を深めるとともに、尊敬・感謝の気持ちを培うため、町社会福祉協議会、老人クラブ、福祉ネットワークと小学校の連携による「チューリップの花」贈呈等の交流事業を推進します。	小学校では、11月にチューリップの球根植えを地域の老人クラブや校区内の地区民生児童委員の方を招いて実施しました。チューリップの花は福祉ネットワークを通じて独居高齢者等に配布しています。 中学校では、6月・9月には介護老人福祉施設にて職場体験を行い、高齢者に対する理解を深めています。 例年は高齢者とのつながりを道徳等の学習で考える等地区内の住民が一緒に活動する機会を設けていますが、本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。	A	福祉課 学校教育課
	・消費生活相談員を配置し、消費トラブルの防止や解決に努めます。	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～午後4時30分を開設時間とし、専門相談員1名を配置しています。また、遠賀町民生委員児童委員協議会、遠賀町老人クラブ連合会の定例会に出席し、資料配布等により啓発を実施しています。	A	産業振興課	
27	3)安全・安心な生活環境の充実 ・災害に備えた高齢者の安全確保 ・福祉のまちづくり整備基本計画に基づく整備	・避難行動要支援者名簿を整備し、福祉ネットワーク等と情報を共有することにより、見守り活動を実施するとともに、災害時に備える体制の充実に努めます。	各地区自主防災組織が避難行動要支援者名簿に登録のある方へ個別訪問を実施して、名簿を最新の状態に更新しました。また、6月に実施された町内一斉避難訓練においては名簿登録者の避難について検討していただくよう、積極的な呼びかけを行いました。	A	総務課 福祉課
		・町施設の改修、整備時には、「人にやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」に基づき、整備します。また、町内民間施設においても、整備の際は、この計画に基づく整備を促します。	遠賀霊園施設内の段差解消の工事を4ヶ所実施しました。また、老良・上別府線に視覚障がい者用誘導標を設置しました。	A	都市計画課 全庁的取組

(5) 障がい者の人権問題に対する施策（「遠賀町障がい者計画」等に基づく取り組みを中心に推進）

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
28	1) 自立と社会参加の促進・啓発 ・地域での生活支援の推進 ・障がい者の社会参加の推進 ・精神障がい者の正しい理解のための教育・啓発 ・就業機会の情報提供、就労支援	・情報を共有化するため、障がい者福祉に関する情報提供のためのしおり等を作成します。	毎年4月現在の情報で「障がい者福祉のしおり」、「障がい福祉サービス等の利用について」を作成し、手帳新規交付者に配付しています。中間市遠賀郡4町共同で障がいに関するサービスをまとめた社会資源MAPを作成し、毎年更新しています。	A	福祉課
		・相談支援事業を充実（相談支援専門員の設置等）し、個々のニーズに応じた援助ができる体制を整備します。	「こころの相談窓口」などの各種相談窓口を開設するとともに、障がい者相談支援事業所(5事業所)に相談支援業務を委託し、援助ができる体制整備に努めています。	A	福祉課
		・国（ハローワーク）や県（障害者就業・生活支援センター）の機関と連携し、障がい者の雇用を支援します。	町公式ホームページや公式LINEを活用し、国・県が実施する就業を目的とする研修や、相談会の情報提供を行い就労支援に努めています。	A	福祉課
29	2) 障がい児教育と障がい者理解の教育 ・障がいのある子どもへの支援、相談体制の充実 ・一人ひとりのニーズに応じた教育の推進 ・障がいに対する理解を深めるための交流の推進	・特別支援教育コーディネーターを中心に定期的な校内研修会の実施、特別支援教育推進委員会の開催など、児童・生徒を理解するとともに、一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導力の向上・支援の充実に努めます。	特別支援教育についての校内研修会を計画的に実施するとともに、特別支援推進校内委員会を置き、気になる児童の情報交換を毎月行っています。保護者との面談、特別支援学級間の授業参観等を計画的に行っています。また、インクルーシブ教育システムの重要性を全職員で共通理解するとともに県や町の教育巡回相談を活用し、専門家による行動観察や効果的な支援のあり方についての指導助言をいただき、内容をまとめ全職員で共有を行いました。さらに、個別的教育支援計画・教育指導計画を作成し、引き継ぎ及び職員全体の共通理解を深め、子どもに対する理解・支援の充実に努めています。	A	学校教育課
		・特別支援学級の児童、生徒と他の児童、生徒が交流する場を設け、互いに認め合い、理解することができるよう支援の充実に努めます。	特別支援コーディネーターや特別支援学級の担任、介助員等を中心に、交流活動での指導のあり方を検討するとともに、児童生徒が日常的に通常学級に入って学習する時間を設定しています。また、各種行事等においては、ともに活動できる場を意図的・計画的に設定しています。	A	学校教育課

30	<p>3) 地域生活支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の安全安心のための基盤整備の充実 ・障がい者やその家族を見守り、支える体制の整備 ・精神障がい者の社会復帰のための生活支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の改修工事を実施する際、施設のバリアフリー化に努めます。 ・障がいの状況に応じた柔軟な窓口対応を心がけます。(心のバリアフリー) 	<p>町内公共施設の改修、整備時において「人にやさしい福祉のまちづくり整備基本計画」に基づき、遠賀霊園施設内の段差解消の工事を4ヶ所実施しました。また、町内民間施設については、相談時等に同計画に基づき整備するよう働きかけています。</p>	A	全庁的取組
		<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員を中心に障がい者やその家族のニーズを把握し、サービス等利用計画の作成など障がい者を支えていく体制を整備します。 	<p>相談支援専門員と連携し、家族・障がい者本人のニーズ把握に努め、家族の負担軽減や障がい者の自立に向けたサービス等利用計画の作成に努めています。</p>	A	福祉課
31	<p>4) 障がい者の権利擁護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権についての啓発、虐待の防止 ・「障害者差別解消法」の正しい理解の啓発 ・成年後見制度の活用の支援・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権について広報や啓発冊子などで啓発、虐待の防止に努めます。 ・「障害者差別解消法」の正しい理解の啓発に努めます。 	<p>12月3日～12月9日の「障がい者週間」に合わせて、役場の玄関等に啓発ポスターや旗を設置し、障がいに関する啓発を行っています。また、広報12月号に「障がい児の通所サービス」に関する特集を掲載し、障がい児や障がい福祉への理解促進を図りました。町公式ホームページにおいて、「障害者差別解消法」の周知を図り、正しい理解の啓発に努めています。</p>	A	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について活用の支援、広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実を努めます。 	<p>岡垣町・芦屋町・遠賀町3町共同で「成年後見制度無料出張相談会」を年6回開催しています。また、11月に住民対象の講演会、事業所職員等を対象とした研修会を開催し、理解促進と啓発を行いました。10月に出席講座を障がい者施設の保護者の要請で行いました。</p>	A	福祉課

(6) 外国人の人権問題に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
32	1) 国際理解のための教育・啓発 ・異文化理解や価値観の相違を認め合う地域社会の推進 ・在住外国人に対する正しい理解のための啓発活動	・国際交流推進団体と連携し、人権講演会や外国語講座の開催等、事業を推進することで、国際理解を進めます。	遠賀町国際交流クラブと連携し活動を進めています。日本語教室は、昼間と夜間に開催しています。6月にJICA職員を講師に、異文化理解×多文化共生について考えるワークショップを行いました(参加者数26名)。また、12月にタイ国籍の日本語教室生徒を講師に、タイ料理教室を実施しました(参加者数26名)。3月に、文化庁委嘱・地域日本語教育アドバイザーの深江新太郎氏を講師に、異文化理解×多文化共生講座 第5段 異文化コミュニケーションカアップ講座 ～聞く力～を開催予定です。	A	住民課
		・広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実に努めます。	10月号に「大切なのは人と人との思いやり～共に生きる多文化共生とは～」と題して、外国人を受け入れている企業と技能実習生について特集記事を掲載し、啓発を行いました。日本語教室を日本語の勉強だけでなく、交流の場や、困りごと相談等に活用できる場であると周知するために、啓発チラシの変更を行いました。また、商工会と連携し、650事業所に対して、日本語教室チラシの配布、在留外国人支援に関するニーズ調査依頼を行いました。	A	住民課
33	2) 住みやすい環境づくり ・在住外国人へ配慮した各種情報の提供、相談体制の整備 ・保健・福祉・医療に関する情報提供 ・適正な雇用・労働環境の整備促進に向けた広報・啓発	・在住外国人が住みやすい環境づくりについて検討し、公共施設の外国語表記の案内板の設置等の整備に努めます。	施設案内版等の設置・改修を行う場合、外国語併記に努めます。	A	全庁的取組
		・各種手続きにおいて、外国語に対応したものを準備する等、手続きの利便性向上や情報提供に努めます。	各種手続きにおいて、やさしい日本語で対応するように心がけています。また、転入時に日本語教室の案内を行っています。日本語以外の母子手帳を交付し、出産、育児の情報提供に努めます(12月末時点、1名交付)。	A	全庁的取組
34	3) 学校教育における取り組み ・国際理解の教育の充実 ・国際的な視野に立って行動できる人材の育成	・外国語指導助手(ALT)の2名配置、国際理解教育の充実に努めます。	英語専科教員や外国語指導助手(ALT)との外国語活動の授業を実践することにより、異文化の理解を計画的に進めています。	A	学校教育課

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
35	1)教育・啓発活動の推進 ・HIV感染症及びエイズ、ハンセン病に関する啓発の推進 ・学校における正しい理解のための教職員研修の充実 ・ハンセン病に対する正しい知識の普及と啓発	・HIV感染者、ハンセン病に対する差別や偏見を解消し、理解を深めるため、リーフレット、啓発冊子、広報を通じての啓発活動に努めます。	令和3年度、令和4年度に実施済みです。	B	住民課
		・学校教育において、児童・生徒がHIV、ハンセン病などに関する正しい知識を身につけられるよう、養護教諭を中心とし、児童生徒の発達に応じた教育の充実に努めます。	学級担任及び養護教諭が連携して、各種資料を活用したエイズ、ハンセン病等に関する正しい知識を身につけるための授業を企画・実践し、感染者への差別の事実を知らせ、正しい知識をもとにした人権意識の必要性と正しい判断について学習を行っています。	B	学校教育課
36	2)相談・支援体制の整備 ・プライバシー保護の徹底 ・相談窓口の設置や支援体制の充実	・保健福祉環境事務所など関係機関と連携して、プライバシー保護の徹底をし、適切な相談や支援に努めます。	新規採用職員研修の中で守秘義務の指導を行っています。また、職員人権研修の中で相手の立場への配慮の重要性を周知しています。相談については県等関係機関と連携して支援する体制としています。相談があった場合、ケース会議を開催し、関係各課と連携します。	A	住民課

(8) インターネットによる人権侵害に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
37	1)個人情報、プライバシー等に関する教育・啓発 ・個人情報・プライバシーの重要性についての教育・啓発 ・メディアリテラシーに関する教育・啓発	・広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実に努めます。	令和3年度に実施済みです。	B	住民課
		・学校教育において、児童・生徒がインターネット上におけるマナーやルールなど、メディア・リテラシーを身につけるための教育を行います。	児童生徒へのインターネット上におけるマナーやルールに関する教育だけでなく、学校・家庭・地域が連携して「通信機器の使用のPTA宣言」を発信しています。また通信機器の利用を制限することを啓発するプリントを家庭訪問や保護者会等で配布し、使用時間を減らす取り組みを行っています。 また、道徳の時間を活用し、情報モラル・規範意識についての授業を実施しており、町PTAと連携して、町全体での家庭教育宣言を行うなど、保護者と協力した取り組みを行っています。	B	学校教育課
38	2)インターネットなどを介した人権侵害への対応 ・相談窓口の周知 ・関係機関等と連携して適切な相談体制の整備と支援	・広報やホームページなどで、相談窓口の周知を図ります。	広報やホームページ、人権啓発情報紙「みんなのねがい」に、人権相談窓口の案内を掲載しています。	A	住民課
		・法務局など関連機関と連携して、適切な相談や支援に努めます。	法務局と連携して支援する体制としています。	A	住民課

(9) 犯罪被害者等に関する問題に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
39	1) 犯罪被害者等への理解、啓発	・広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実に努めます。	犯罪被害者週間について、12月号広報に掲載しました。また、性犯罪・性暴力に関する相談の携帯カードを町施設に配布しました。 人権啓発情報紙「みんなのねがい」に、「犯罪被害にあわれた人の気持ちに寄り添おう」と題して掲載、啓発を行う予定です。	B	住民課
40	2) 相談・支援体制の整備 ・犯罪被害者のプライバシー保護の徹底 ・関係機関等と連携して適切な相談体制と支援、相談窓口の周知	・犯罪被害者等に関する相談があった場合、関係課、保健福祉環境事務所、警察などと連携して被害者保護を図ります。	関係課、保健福祉環境事務所、警察等と連携して支援する体制としています。	A	住民課
		・電話相談等の相談機関の効果的な周知を行い、相談業務の充実に努めます。	町施設にチラシを配架、ホームページで相談窓口を掲載し、周知に努めました。	A	住民課

(10) 東日本大震災に起因する人権問題に対する施策

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
41	1) 放射線被ばくに関する情報提供、啓発	・広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実に努めます。	令和4年度に実施済みです。	B	住民課
42	2) 相談・支援体制の整備	・避難者に対する相談窓口の周知、および被災者支援の充実に努めます。	相談があった場合は、関係各課と連携をし、被害者支援に努めます。	A	住民課 建設課

(11) その他の人権課題

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
43	1) 人権問題の正しい知識の教育・啓発	・広報や啓発冊子等で情報提供を行い、啓発の充実に努めます。	7月に性別不合をテーマに「ぼくが性別「ゼロ」に戻るとき～空と木の実の9年間～」という映画を上映しました。	A	住民課
44	2) 相談・支援体制の整備	・関係機関と連携して、適切な相談や支援及び相談窓口の周知に努めます。	広報やホームページへの掲載、町施設にポスターを掲示するなど関係機関と連携して、周知に努めています。	A	住民課

3. 人権教育・啓発の推進体制

(1) 推進体制の整備

	施策	施策の実施方法	R5年度進捗状況	取組年度	主管課
45	1) 全庁的な体制による推進	・庁内各課代表職員で組織するワーキングチームを中心として、計画の進捗管理を行い、その結果を施策に反映させ、全庁的な取り組みを展開します。また、町人権教育推進協議会において、報告を行い、意見を求めます。	ワーキングチーム会議を行い、情報の共有、進捗状況の管理及び意見交換を行っています。また、2月に遠賀町人権教育推進協議会にて年間の進捗状況の報告を行います。	A	住民課 生涯学習課
46	2) 関係機関との連携の強化	・小中学校と連携し、人権の花「ひまわり」の取組、人権作品(習字、標語、ポスター、作文など)の募集を行い、児童・生徒の人権意識の向上に努めます。	人権の花「ひまわり」の取組(広渡小学校3年生)を行い、人権について学習し、人権を大切にするとはどういうことかを考える学習を継続的に行いました。また、人権週間に遠賀町中央公民館で本取組についてまとめた模造紙を掲示して、地域に公開しています。 人権作品は、人権週間に遠賀町中央公民館で掲示を行い、人権啓発情報紙「みんなのねがい」に掲載をしています。また、「みんなのねがい」に掲載された小学生の人権作品のうち、人権標語について、町内の小学校に計3点の立て看板を作成し、学校に掲示しています。	A	住民課 学校教育課 生涯学習課
		・町学校人権教育研究協議会の研修会で、保幼小中の人権教育の現状や、今後の目標等を情報交換することにより、保幼小中が連携して人権教育に取り組めます。	人権教育推進委員会、専門委員会等を定期的に行い、教職員個々の指導力向上を図ったり、授業公開・研究協議会を行ったりして、保幼・小・中が連携して人権教育を推進しています。	A	健康こども課 学校教育課 生涯学習課
		・広域的な取り組みとして遠賀郡中間市と連携し実施している「人権フェスタ」を開催し、効果的な啓発を行います。	令和4年度に実施済みです。	B	住民課 生涯学習課
		・福岡県の事業等を活用し、効果的な啓発の推進に努めます。	福岡県人権啓発情報センターからの情報について、チラシ等で周知を行っています。また、センター等主催の講演会に町人権教育推進協議会の委員及び町職員が参加しています(参加者数7月:5名、12月5名)	A	住民課 生涯学習課